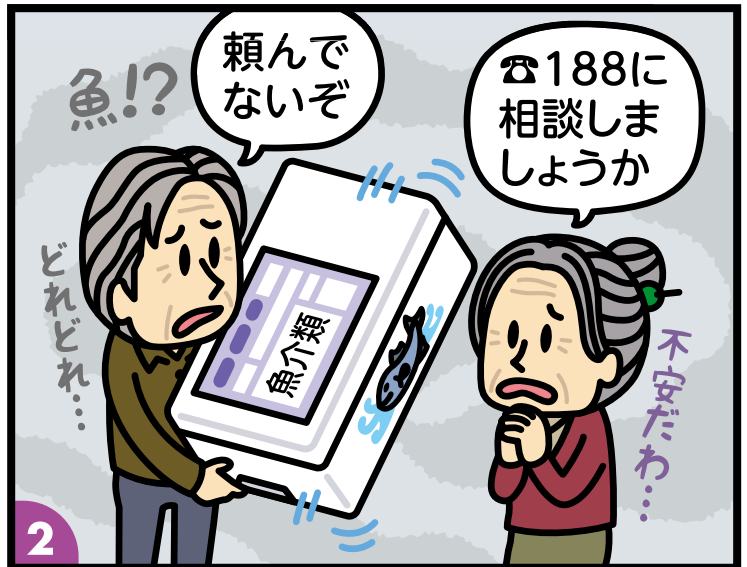


送り付けで届いた品物は 直ちに処分可能に!!



- 1** 身に覚えのない品物は **受け取らない!**
- 2** 法改正により送り付けられた品物は **すぐに処分可能**に!
- 3** 誤って支払ってしまったても **返還請求が可能!**



埼玉県マスコット「コバトン」



埼玉県マスコット「さいたまっち」

消費者ホットライン

最寄りの相談窓口につながります!

TEL 188

おかしいな? 不安だな? と思ったら **すぐに相談!!**

消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」



契約、悪質商法、製品・食品やサービスによる事故等のご相談は(市外局番なし)188番にお電話ください。

今月の標語

これからは「どうしよう」から「処分しよう」